

岡山市入札外部審議委員会の概要

令和4年第1回岡山市入札外部審議委員会(以下「審議委員会」という。)を下記のとおり開催しましたので、その概要についてお知らせいたします。

記

1 開催日

令和4年5月11日(水) 10時00分から11時50分まで

2 開催場所

岡山市水道局 6階 多目的ホール

3 出席委員(敬称略 五十音順)

小野 絵美, 齊藤 政子, 天王寺谷 達将, 野田 尚紀, 矢吹 香月

4 事務局

(1)岡山市財政局

脇本財政局次長, 植月契約課長, 水田工事契約担当課長, 中嶋契約課課長補佐(工事契約係長), 大木契約課課長補佐(物品契約係長), 寺田契約課管理係長, 島契約課指導係長, 山根契約課副主査

(2)岡山市水道局

上高次長, 繁田管財課長, 江本管財課課長補佐, 岡島管財課契約係長, 片山管財課副主査, 笹野管財課副主査

5 会議次第

- 1 委員長選出及び委員長職務代理者の指名
- 2 岡山市抽出事案について
 - (1)工事契約
 - (2)物品契約
- 3 水道局抽出事案について
 - (1)工事契約
 - (2)役務契約
- 4 その他

6 会議概要

1 「岡山市可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業」

委員 : WTO案件と思うが、今回は以前伺った、企画の提案について、審議会で良し悪しを判断する企画競争審査とは違うということですか。

市当局 : そうです。企画競争の場合、決定した設計内容で建築してくださいということになります。今回は、高度技術提案型ということで、設計から運営までを含めて、決められた限度額のなかでどのような提案ができるのかという事を競わせるものとなっています。企画競争と似ていますが、より規模の大きい、期間の長いものになります。

委員 : 設計、建築、運営を纏めることのメリット、デメリットのようなものがあれば伺いたい。また、だれがこういった契約方法を選ぶのかについてもお聞きしたい。

市当局 : 分ける場合、設計は設計業者しか応札できないため、設計業者の考え方のみで建築物を考えます。今回の場合は、設計から運営まで全体を通して受注者をお願いするので、どういった提案ができるか見せてもらって、一番よいところと契約するという考えです。まとめることで、包括的に契約できて、責任の所在も明らかにできることから今回DBO方式としました。

委員 : どの建設工事を今回のような方式でおこなうかの判断について、総合評価方式一般競争入札に関する要綱では金額に関する判断基準は確認できるが、すべて金額で判断するのか、高度技術提案型にする明確な判断基準はあるのでしょうか。

市当局 : まず1億円以上の工事については総合評価方式となります。そこから、工事担当課と協議を行い、内容によって決めることとなります。今回のようなWTO案件は金額が大きなものになるので、簡易型や高度技術提案型を選択することが多いです。WTO案件ではないものでも比較的金額が大きいものは簡易型を選ぶこともあります。明確な基準はないのが現状です。

委員 : 技術評価のことについて、評価項目の中には点数が半分以下で、評価が低い項目もあるが、それでも1者応札であればよいとされるのですか。それとも、低い部分について改善させる指導などがあるのでしょうか。

市当局：技術評価点というのは加点部分です。まず最低限クリアしていただく水準はクリアしているが、プラスアルファとして提案していただく内容に対する加点部分が少し不足しているかなという感じです。担当課も、不足する部分があれば都度改善を求めていくことになるので、ご心配の内容については問題ないと認識しています。

委員：技術評価点が何点以下であれば1者だけだとしても不調にすることがあるのか、また、評価項目はどのように決定しているのか、内容によって決めているのかある程度まとめて決められているのか、項目と配点はどのように決められているのか教えていただければと思います。

市当局：技術評価にマイナスという考えはありません。まずは技術提案書を提出していただき、それで岡山市が満たしてほしい基準となる要求水準を満たしているかを見て、足りない部分がある場合に、改善技術提案書を提出していただきます。それでも水準を満たしていない場合は、入札に参加していただけないという事になります。
次に評価項目については、担当課がより提案を受けたい、確認したい内容を基に、学識経験者に意見を聞きながら決めることになっています。

委員：技術提案についての判断をコンサルに頼ることが多いのかどうか、また、コンサルとのアドバイザリー契約を公表するのが一般的なのかどうかについて、これは審査を公正に行うには、コンサル会社とのアドバイザリー契約を伏せておいた方がよいのではという考えからお聞きしたい。また、25年の契約期間では応札者が限られてくるので、契約期間についてはもう少し柔軟に対応できないかと思えます。

市当局：このような大きな契約を結ぶ際にはコンサル会社のアドバイザリー契約無しだと危険だと判断しています。公表することについては、コンサル側にも守秘義務もありますし、コンサルは応札グループに入れません。また、審査に関して、コンサル会社が意見をいうことは無く、審査担当はすべて職員で行っています。
期間については、担当部局内で検討した結果、5年の建築期間と20年の運営期間に決定し、この期間でも数社の応札の見込みがあると判断した中で入札を実施しましたが、結果的には1者応札となったというのが実情だったと聞いています。

2 「岡山市デジタル防災行政無線親局設備」

委員：応札者が1者だったことが抽出の理由ですので、その点についての説明をいただいてよろしいですか。

市当局：防災設備を導入した平成17年度の当初契約から今回の応札者が落札しています。仕様の中では製品指定や参考製品の例示はなく、応札業者を縛る内容ではありませんでしたが、結果的に1者応札となったものです。

委員：現有設備の更新という場合、1者応札が多い傾向にあるのでしょうか。

市当局：一概にはいえませんが、今回全部を更新するのではなく、親機のみを更新であったことも要因と考えられます。

委員：親機だけの更新で、子機はそのまま使用するということは、互換性の問題があつて、実質的にはメーカーによる縛りがあると考えてよいのでしょうか。

市当局：実際にメーカーが違うことによる不具合については不明ですが、メーカー側が違うメーカー品を取り付けるリスクを避けようとすることはあるかもしれません。

委員：親機だけ更新して子機は再利用するというので、以前応札した業者が有利になり、その業者が続けて落札するだろうと予想される入札を行うのは、客観的に見てどうかと思いました。落札率が高いのも、そのあたりが理由で競争原理が働きにくい状況となっているからと感じました。

市当局：落札率に関しては何とも言えません。仕様で機種指定等はせず、応札者に縛りをかけないようにしましたが、1者応札となっています。

3 「岡山市水道記念館建築電気設備改修工事・岡山市水道記念館建築機械設備改修工事」

委員：この事案を抽出した理由ですが、電気工事と機械設備工事の失格者が多いことと、不調となることが多いことについて一般的なことなのか説明いただけますか。

市当局：電気設備について、年度途中の発注は過去の例からも応札者が少ない傾向があります。また、水道局の行う電気工事は浄水場やポンプ設備の盤などのプラント関係の工事が多く、今回の箱物の照明等の電気工事はいつもと種類が違うため、いつも応札してくる業者では対応ができなかったことも要因と考えられます。機械設備について、全者最低制限価格未満だったということですが、設計についてコンサルを利用しており、コンサルの設計額が正しいものとして入札を行った結果、全者最低制限価格未満でした。

委員 : 機械設備工事の話で、地方自治法では最低制限価格は契約内容を履行するために必要があるときに設けることができますとなっています。今回、落札者が最初最低制限価格を下回って2回目で結局落札したわけですが、再入札までの約1か月の間にすり合わせ等があったのか、それともただ単に低すぎたから上げてきただけなのかをお聞きしたい。

市当局: すり合わせ等について話をすることはありません。許容価格は、あくまでもコンサルが出してきた設計額に基づいて決定しています。コンサルも設計を出すうえでメーカーに見積をだしてもらって設計しており、応札業者に出す見積と開きがあることもあるということを知っています。

委員 : そうであれば、最低制限価格の対象工事にする必要があったのでしょうか。

市当局: 建設工事については、必ず最低制限価格を設定する制度となっています。

委員 : コンサルが見積が正しくないとも思いました。再入札で、最初の入札の約1.5倍の金額で落札している状況は適切なのか、民間市場だともっと安く出来るのではないかなどが正直な感想です。

委員 : 工期が延長になったため許容価格が増えたということでしたが、1回目のコンサルの見積が間違えていたと考えられる場合に、工期が伸びても許容価格を増やさないという選択は可能でしょうか。

委員 : 5者すべて下回っている状況なら、通常は下げるのではないのでしょうか。

市当局: 委員のみなさんがおっしゃるように、1回目の開札結果をみれば、世間の相場はこれぐらいではないかと思いますが、私どもとしてはコンサルが出してきた数字が適正なものという前提で公告をだしていますので、工期が伸びることになれば基準に従って必然的に増額になるということです。

委員 : 再入札までの間に、許容価格と市場価格との差をコンサルに見せて、見直しを図るということもあっても良いのではないのでしょうか。

委員 : コンサルの設計に誤りがあるような場合に見直しを図るというようなことは、現在は無いという事ですか。

市当局：今はありません。

4 「鏡野町第2次・第4次水源林間伐作業業務委託」

委員：以前から今回の応札者との契約だったのでしょうか。

市当局：一般競争入札になったのが令和元年からで、それ以前は指名競争入札で行っていました。指名競争入札は平成23年度からで、それ以前は鏡野町との単独随意契約でした。

委員：参加要件について、一般競争入札ということで参加資格は広く設定されているようですが、実績要件によって応札者しか対象がいなくなってしまう状況だと思います。実績要件が無くても同じなのかとも思えますが、実際に他の業者が応札したことはあるのですか。

市当局：一般競争入札にかわってからはありません。

委員：実績要件というのはいつもつけられていますか。

市当局：いつも同様の実績要件としています。施行範囲について実施予定範囲の2分の1の実績要件としています。

委員：この状況のなかで、一般競争入札で行う必要があるのでしょうか。

市当局：県の補助金を得る条件となっていることも要因の1つです。

委員：形式的なものであってもそれが必要ということですか。

市当局：作業自体は他の業者でも実施可能なものなので、一般競争入札としています。

委員：許容価格はいつも同じ金額ですか。

市当局：許容価格については、作業の内容によって国の基準を基に決定しています。単価は決まっており、年によって面積が変わるため、許容価格も変わってきます。

(終了)